

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁規発第94号
令和2年9月1日
警察庁交通局交通規制課長

ロケ撮影に伴う道路使用許可申請手続等の円滑化の推進について(通達)
地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、これまで、道路使用許可手続等が円滑に行われるよう配慮した運用を行うとともに、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進しているところである。

イベント等のうち、ロケーション撮影(以下「ロケ撮影」という。)については、これを誘致することにより、地域の魅力が広く発信され、観光客の増加等により地域経済の活性化に資するなど、様々な効果が見込まれる一方、ロケ撮影に伴い必要となる各種許認可に係る手続が円滑に行われる上で課題があるとの指摘もあることを踏まえ、今般、内閣府を中心とする関係省庁において、ロケ撮影に関連する許認可手続の更なる円滑化を図るため、ロケ撮影を円滑に行う上で必要な情報、取り組むべき事項、留意すべき事項等を示した「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。別添1参照)が取りまとめられた。

ガイドラインのうち交通警察に関連する部分の概要やこれに伴う交通警察の対応上の留意事項は以下のとおりであることから、本通達及びガイドラインの内容について、各種の教養の機会を活用するなどにより、ロケ撮影に係る道路使用許可の事務に従事する第一線の職員に至るまで十分に浸透させるとともに、引き続き、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配慮されたい。

記

1 ガイドラインの概要

(1) ロケ撮影・誘致の目的・効果(第2章関係)

ロケ撮影・誘致の目的・効果として、特定の民間事業者の利益にとどまらず、公益的要素があり、具体的には、雇用創出等を通じた経済効果・地域振興、映像産業の人材育成・技術底上げ等の産業振興、日本の自然的・文化的魅力の世界への発信を通じたインバウンドの促進につながるとされた。

(2) F C等においてロケ撮影の円滑な実施に当たって取り組むべき事項（第3章関係）

ロケ撮影の円滑化を図るためには、F C等が必要な情報の共有や関係者間の調整（合意形成）のハブになることが期待されることから、各地方公共団体に設置されているF C等は、以下の項目に取り組むべきとされた。

ア 製作者等による許認可等情報の把握を効率化するため、F C等にロケ撮影に必要な情報（各地域のイベント、工事等の情報を含む。）を集約させ、製作者等に対して必要な情報の共有を図ること。

イ 製作者等への適切な支援として、ロケ地に関する情報等の提供や助言を行うとともに、ロケ撮影を円滑に行うには地方公共団体や地域住民等の関係者との合意形成を図ることが必要であるため、製作者等に対して広報周知の方法について助言するほか、F Cが主体となって地方公共団体や地域住民等にロケ撮影について説明し、関係者間の調整を行うこと。

(3) 許認可権者においてロケ撮影の円滑な実施に向けて求められること（第4章関係）

ロケ撮影に伴い必要となる許認可の権限を有する者が取り組むべき事項として、製作者等からの相談に対しては、許認可制度の正確な説明を行うとともに、申請に係る行為を実現するための前向きな提案や代替案の提示等を行い、相談者の立場に立った丁寧な対応に努めるとともに、効率的な手続の実施による円滑化のため、複数の管轄地域にまたがる許認可等を要する場合には、許認可権者間での連携や上位の行政庁等による支援等を行うなどとされた。

(4) ロケ撮影において製作者等が留意すべき事項（第5章関係）

ロケ撮影を円滑に行うには、製作者等においても適切にロケ撮影を実施する必要があり、製作者等が留意すべき事項として、地域住民からの苦情を防止するなどの観点から、許可範囲外での撮影行為、撮影時間の延長等を慎み、許可条件等を遵守したロケ撮影の実施が必要とされた。

2 交通警察の対応上の留意事項

(1) F C等による情報の一元化への協力

上記1(2)アのとおり、F C等は、ロケ撮影に必要な許認可情報を集約し、製作者等と共有することが求められている。そのため、F Cが同情報を集約すべく、警察署等に対してイベント、工事等の具体的な道路の利用状況等について問合せがあった場合は、個人情報等に留意しつつ、道路使用の場所及び区間、期間等について適切に回答すること。

(2) F Cとの積極的な連携

F Cには、関係機関との事前調整や地域住民等の関係者との合意形成において中心的な役割を果たすことが期待されていることから、特に映画等の大規模なロケ撮影については、F Cと緊密に連携し、必要な情報の共有を行うとともに、関係者間の調整を促すほか、製作者等にもF Cと連携し

て各種調整に取り組むことにより円滑に手続が行われる旨を教示するなど、製作者等とF Cとの連携を促進すること。

(3) 事前相談における適切な助言

上記1(3)を踏まえ、製作者等のロケ撮影の実施主体から事前相談がなされた場合であって、その内容からは直ちに許可できないときであっても、円滑な手続で安全にロケ撮影が実施されるためにはどのようにしたらよいかという観点から、ロケ撮影の実施主体等と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、例えば、交通への影響が甚大な場所に替えて、具体的な代替場所を提示したり、時期や時間帯によって交通量が増加する道路であっても、時期等を変更することにより交通への影響を低減することが可能な場合には、具体的な日や時間帯の代替案を提示したりするなど、前向きな提案や代替案の提示等の適切な助言、情報提供等を行うこと。

特に、従前から道路使用許可をしていない、道路使用の前例がないなどの理由から一律に道路使用許可をしないということのないよう、各都道府県警察の警察署において道路使用許可に係る事務を担当する職員に至るまで、本留意事項を周知徹底すること。

なお、ガイドラインには、各都道府県警察の本部の道路使用許可担当を問い合わせ先として掲載しているため、事前相談等の連絡に適切に対応すること。

(4) 地域住民等の関係者との合意形成の方法に関する助言

ロケ撮影のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、ロケ撮影の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、地元自治体、公共交通機関の事業者、付近の学校関係者等を交えた合同説明会を実施したり、地域住民等に対する協力依頼文を配布したりするなどにより、円滑に合意形成がなされた事例を紹介するなど、ロケ撮影の内容や地域の特性を踏まえつつ、合意形成に必要なかつ十分な方法について助言、情報提供等を行うこと。

また、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場が設置される場合は、オブザーバーとして積極的に協議の場に参加し、交通管理の観点から適切な情報提供を行うこと。

(5) ロケ撮影が複数の警察署の管轄地域にわたる場合の措置

上記1(3)を踏まえ、複数の警察署が関係する大規模なロケ撮影については、事前に警察本部がF Cからロケ撮影の内容等について説明を受け、関係警察署に対して情報提供を行うとともに、その内容、規模等について指導・助言を実施したり、申請者と警察署の協議に警察本部も参加し、必要な調整を実施したりするなどにより、円滑に手続が行われるよう、また、警察署の間で取扱いに不合理な差が生じることのないよう努めること。

(6) 道路占用許可との一括受理制度の更なる周知

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合については、両許

可に係る申請を一括して受け付けることができることについて、更なる周知を図り、申請手続の円滑化を図ること。

(7) その他の留意事項

ア 本通達及びガイドラインの周知徹底

これまで、道路において実施されるイベント等については、事前相談への対応上の留意事項として上記(3)のような内容を示すなど、道路使用許可制度の弾力的な運用や事前相談への適切な対応等について指示してきたところであるが、ガイドラインの策定過程において、そのような運用等が都道府県警察に浸透していないとの声も寄せられている。

そのため、警察署で道路使用許可に係る事務を担当している職員に対しても、本通達及びガイドラインの内容等について指導教養を徹底するとともに、大規模なロケ撮影への対応については、警察署から都道府県警察本部に報告・相談がなされるように指導するなど、警察署において適切な対応がなされるよう、特段の配慮をされたい。

イ 好事例の共有による円滑化の促進

ガイドラインの策定に当たり、各都道府県警察にこれまでの対応状況について調査したところ、F Cが主体となって活動することにより道路使用許可の手続が円滑に行われた事例や、警察による適切な指導・助言により円滑な手続で安全なロケ撮影が実施された事例が判明している（別添2参照）。これらの事例を参考にし、各都道府県警察において、同様の取組を実施するほか、好事例について関係者間で共有し、更なる許可手続の円滑化に努めること。

ウ 事前相談についての更なる周知

円滑な手続で安全にロケ撮影を実施するには、十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効であるため、F Cとの連携や製作者等からの問合せにおいてその旨を繰り返し伝達するとともに、必要に応じて都道府県警察の道路使用許可に係るホームページにおいて周知するなど、事前相談の重要性・必要性について更なる周知を図ること。